

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

株式会社パルマ

2025年12月19日

株式会社パルマ

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

当社は、経営の健全性、透明性及び客觀性を高めるとともに、法令・社会規範・倫理を遵守した健全経営を確立・維持しながら企業価値の最大化を図ることが、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を確保し、永続的に繁栄する企業に発展していくうえで、極めて重要であると考えております。

そのために当社では、取締役会の充実、監査役会機能の一層の強化を進め、コーポレートガバナンスの重要性を経営陣のみならず、全従業員が認識し、実践することに努めています。

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、当社では以下のとおり取り組み、今後、更に株主をはじめとする全てのステークホルダーの期待に応え、継続的な企業価値の向上を目指すため、コーポレートガバナンスの強化を図ってまいります。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】Comply

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行わなければならない。

当社は、すべての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の実質的確保と適切な権利行使に資するため、環境の整備を行っております。

【原則1－1．株主の権利の確保】Comply

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適時かつ正確な情報開示など、適切な対応に努めています。

【補充原則 1－1①】Comply

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

取締役会は、株主総会において、可決に至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認められるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うこととしております。

【補充原則 1－1②】Comply

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、現時点において、社外役員（社外取締役および社外監査役を含みます。）7名と取締役・監査役全体の半数を占めており、取締役の業務執行の監督機能を担保する体制を構築しております。なお、当社は、取締役の任期を1年と定め、総会決議事項の一部を取締役会に委任する事項として、自己株式の取得等および剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款で定めています。今後、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案する場合には、社外取締役の意見を踏まえ、取締役会がその役割・責務を十分に果たしうる体制が整っているか考慮した上で決定してまいります。

【補充原則 1－1③】Comply

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社では、株主の権利を保護し、その権利行使を促進するとともに、いずれの株主に対しても実質的な平等性の確保に努めています。また、会社法において認められている少数株主権については、当社の「株式取扱規程」でその権利行使手続きを定めており、少数株主の権利行使の確保に十分配慮しております。

【原則 1－2. 株主総会における権利行使】Comply

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、株主総会が最高意思決定の場であることを十分認識し、株主の意思が経営に反映できる場となるように、より多くの株主が株主総会に出席できるよう開催日や開催場所等の設定など、株主が議決権を行使しやすい環境の整備に努めております。

【補充原則 1－2①】Comply

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社は、株主総会議案については、株主が適切な判断を行うことに資するため、予てより招集通知に、株主総会参考書類及び事業報告を記載しておりますが、引き続き、記載内容の充実を図って参ります。

【補充原則 1－2②】Comply

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主が議案の検討に相応の時間を必要とする認識しており、招集通知発送の早期化に努めます。また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議後、招集通知を発送するまでの間に、証券取引所及び当社ホームページに掲載公表しております。

【補充原則 1－2③】Comply

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識しており、より多くの株主が株主総会に出席できるよう開催日を設定することに努めています。

【補充原則 1－2④】Explain

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

当社は、株主の議決権行使の便宜を図るため、インターネット等による議決権の行使を可能としております。議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知類の英文提供について、株主構成における機関投資家や海外投資家の状況を踏まえ、合理的に判断して取り組みます。

【補充原則 1－2⑤】 Comply

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

株主総会における議決権行使は、株主名簿に記載されている株主が行うものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権行使や質問を行うことは原則として現在認めておりません。今後検討してまいります。

【原則 1－3．資本政策の基本的な方針】 Comply

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与えることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社は、次に掲げる項目についてバランスを取りながら推進し、継続的な企業価値の向上を目指してまいります。

「資本効率の向上」

売上高利益率（収益性）、総資産回転率（効率性）、財務レバレッジ（安全性）を改善することによって企業価値の向上を図ります。達成状況を表す指標としての株主資本利益率（ROE）は、10%以上が安定的に達成できることを当面のターゲットとします。

「持続的成長に向けた戦略的投資」

将来の成長に繋がる分野・新規事業展開のための投資やM&Aによる事業拡大などを効果的に行うことによって持続的な成長を図ります。なお、これらの投資に際しては、投資によって得られるキャッシュ・フローと見込まれる利回り等を考慮して、投資効果の高いものを厳選します。

「持続的・安定的な株主還元」

配当性向40%以上を当面のターゲットとして、株主の皆様への安定的な配当の継続に努めます。また、市場環境や資本効率の状況などによって、自己株式の取得についても適宜実施する可能性があります。

【原則 1－4. 政策保有株式】 Comply

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

当社は、政策保有株式を保有する場合、もしくは既に政策保有している場合については、当社にない事業資産を持つ会社等と連携することにより自前で事業構築するよりも効率的にサービスを補完し、お客様及び取引先との信頼関係の維持及び強化や、事業拡大等の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかを総合的に勘案し、取締役会で決議しております。

取締役会にて政策保有株式について個々の株式の保有目的に合致しているか否かを確認するとともに、当該企業の当社との取引状況、当該企業の財務状況や将来見通し等を把握・検証の上、保有が当社の企業価値向上に資するか否かを都度確認しており、保有合理性が著しく低いと判断した株式については適宜縮減を進めてまいります。

また、投資先の経営方針を尊重した上で、当社の株式保有の意義が損なわれないか等を総合的に勘案し、各議案について個別の判断を行った上で議決権を行使いたします。

【補充原則 1－4①】 Comply

上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

当社は政策保有株主から当社株式の売却の意向が示された場合、取引の縮減を示唆するなどの売却を妨げることは行わず、適切に対応を行います。

【補充原則 1－4②】 Comply

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

当社は、会社や株主共同の利益を害する取引は行いません。

【原則 1－5. いわゆる買収防衛策】Comply

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社では、株主の負託に応えるべく、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

【補充原則 1－5①】Comply

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社株式が公開買付けに付された場合、以下、3点を基本方針として対応いたします。

- ① まずは相手の真意を確かめること
 - ② 当社の基本的な考え方を理解していただくことに努めること
 - ③ 十分期間を設けて、適宜開示して広く株主を始めとするステークホルダーの意見を聞くこと
- また、具体的には、当社株式の大量取得を目的とする買付行為（または買付提案）が行われる場合、それに応じるか否かは最終的に株主の判断に委ねられるべきものと考えており、それが当社の企業価値を高め株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

【原則 1－6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】Comply

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、増資やMBO等の株主の利益に影響を及ぼす資本政策を行う際には、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、必要に応じて、株主総会や投資家への説明会等での説明を行うなど、株主への十分な説明に努めます。

【原則 1－7. 関連当事者間の取引】Comply

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社は、取締役や主要株主等との間で取引を行う場合には、当該取引について取締役会に付議し、承認を得ることとし、会社及び株主共同の利益の安全性を確保しております。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則 2】 Comply

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企业文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主はもとより、従業員、顧客企業、地域社会などステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識しております。当社は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企业文化・風土の醸成に向けて、経営理念を定めており、取締役会・経営陣はこれを率先垂範することでリーダーシップを発揮しています。

(経営理念：<https://www.palma.jp/about/philosophy/>)

【原則 2－1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】 Comply

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社の持続的な成長と企業価値の向上には、様々なステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを認識しており、その実践にあたり経営理念を制定しており、経営理念の精神を尊重する企业文化・風土の醸成に努めています。

(経営理念：<https://www.palma.jp/about/philosophy/>)

【原則 2－2. 会社の行動準則の策定・実践】 Comply

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、経営方針として取締役及び従業員一人ひとりが業務遂行において遵守すべき行動規範を定めており、当社ホームページ等で開示するとともに、役員及び従業員への浸透・定着に努めています。

(経営方針：<https://www.palma.jp/about/philosophy/>)

【補充原則 2－2①】 Comply

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社は、毎月開催される取締役会に業務執行取締役が自身の業務執行報告を行う際、行動規範に照らして執行状況に問題がないか、真摯に議論を行っています。

経営理念、経営方針は、当社ホームページで開示しており、行動規範の実践等について人事評価時に継続的に確認しております。

(経営理念・経営方針：<https://www.palma.jp/about/philosophy/>)

【原則 2－3．社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】 Comply

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社では、ステークホルダーの関心や社会課題を認識するとともに、当社の経営への影響を踏まえ、優先的に取り組むべき重要課題を特定し、特定重要性を認識したうえで、課題解決に向けた実効性のある経営、事業活動に取り組んでおります。

なお、サステナビリティへの取り組みや特定した重要課題については、パルマ中期経営計画「改革 2027」として当社ホームページにて開示しております。

(パルマ中期経営計画「改革 2027」：https://www.palma.jp/ir/business_plan/)

【補充原則 2－3①】 Comply

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

当社は事業そのもので社会的課題の解決を目指しており、そのベクトルを当社の存立の拠り所としております。

気候変動によって、低炭素・脱炭素のニーズが高まることで①トランクルーム運営において省エネ設備（LED 照明、断熱材、太陽光発電）の導入によるエネルギー効率の向上、②モジュール型トランクルームを採用することで、建設時の廃棄物を削減、③規格サイズのコンテナやパーティションを使用による資材のムダを最小化することで、環境配慮型トランクルームの構築を目指しております。

加えて、①遊休地や空きビルを活用してトランクルームを展開し土地や建物の無駄を削減することより、資源を効率的に活用し、新たな土地開発の抑制を実現、②国内に有する遊休地を活用したトランクルームビジネスで地域活性化と環境負荷の軽減を同時に達成による遊休不動産の活用により、当社にとって新たな事業機会に繋げてまいります。

【原則 2－4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】Comply

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上で強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、女性従業員が安心して活躍できる職場環境づくりが必要であると認識しており、女性の管理職登用の推進、職域拡大に努めております。

【補充原則 2－4①】Explain

上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。

また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

当社は人的資本こそが当社の価値や競争力の源泉であると考えており、人的資本拡大に向けた取り組みを行っております。

当社は現状人数規模が比較的小さく、母集団としては限られることから、中核人材の登用等における多様性の確保にかかる目標値を定めてはおりませんが、中核人材の多様性の確保については、社員構成に応じた比率とすることを目指し、管理職に占める女性労働者の割合は、42.8%となっております。

現時点で当社事業が国内領域に限られることから、現時点で外国人の管理職登用については実績がないものの、当社は国籍、性別等に囚われずその能力・成果に応じた人事評価を行うことを基本方針としており、今後の事業及び企業規模の拡大に応じて、具体的な目標値の設定並びに実績値の開示についても検討してまいります。

【原則 2－5. 内部通報】Comply

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、内部通報に係る社内規程として、「内部通報規程」を定め、内部通報を行う際の方法や内部通報がなされた場合にその調査・対応を検討等について規定しており、内部通報に係る適切な体制整備を行っております。

【補充原則 2－5①】 Comply

上場会社は、 内部通報に係る体制整備の一環として、 経営陣から独立した窓口の設置（例えば、 社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、 また、 情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、 経営陣から独立した内部通報の窓口を設け、「内部通報規程」において、 通報内容を秘匿として保持するとともに、 通報者に対して、 通報を理由とした不利益な取扱いを禁止しております。

【原則 2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】 Comply

上場会社は、 企業年金の積立金の運用が、 従業員の 安定的な資産形成 に加えて 自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、 企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めて アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、 運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの 人事面や運営面における取組みを行うとともに、 そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、 上場会社は、 企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社では、 企業年金制度はありません。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】Comply

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話をを行う上での基盤となることも踏まえ、こうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、法令や証券取引所が要請する開示情報以外に、毎月、サービス受託件数等を開示した前月度の「事業 KPI 月次情報」を当社のホームページ及び証券取引所のウェブサイト上に公表しています。さらに、決算発表時には、法令に基づく開示資料に加え、任意の説明資料をあわせて開示する等して、分かりやすい情報発信に努めています。

（当社のホームページ：<https://www.palma.jp/ir/news/>）

【原則3－1. 情報開示の充実】Comply

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことと加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

1. 経営理念・経営方針・経営計画

当社ホームページに次のとおり掲載しております。

パルマについて 当社の理念：<https://www.palma.jp/about/philosophy/>

パルマ中期経営計画「改革 2027」：https://www.palma.jp/ir/business_plan/

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、経営の健全性、透明性及び客觀性を高めるとともに、法令・社会規範・倫理を遵守した健全経営を確立・維持しながら企業価値の最大化を図ることが、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を確保し、永続的に繁栄する企業に発展していくうえで、極めて重要であると考えております。そのため当社では、取締役会の充実、監査役会機能の一層の強化を進め、コーポレートガバナンスの重要性を経営陣のみならず、全従業員が認識し、実践することに努めています。

3. 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、職務や責任範囲、貢献度等に基づいた固定報酬により構成されており、社外取締役及び監査役の報酬については、業務執行から独立した立場であるため、固定報酬を支給しております。

取締役及び監査役の報酬水準は、当社の各事業年度における業績を考慮したうえで、外部調査機関による役員報酬調査データ等を通じた市場全体あるいは業界全体の水準の参考や経営の監督を担う非業務執行の取締役からの助言等を受けるなどにより、報酬の妥当性・報酬決定の客観性の担保に努めています。

取締役につきましては、定時株主総会後の取締役会において株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。各取締役の個別の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が担当職務、貢献度等を総合的に勘案の上決定しております。

4. 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補の指名については、必要最小限の員数で、的確・迅速な意思決定を行っていくという方針のもと、闊達な議論がなされる取締役会構成とすべく、適材適所の観点から決定することとしております。監査役候補の指名については、監査役会の同意を得て、財務、会計、法務等に関する知見を有する人材を社内外より適材適所の観点から決定することとしております。なお、取締役・監査役の解任については、役員として不正又は不当な行為があった場合、または、役員として適格性が無いと認められる場合は解任することとしております。候補者指名及び解任の手続きについては取締役会にて決定します。

5. 取締役候補者個々の指名についての説明

株主総会参考書類、有価証券報告書等において、各取締役の指名理由および略歴等を開示しております。

定時株主総会招集通知及び株主総会資料：<https://www.palma.jp/ir/library/shareholders/>
有価証券報告書：<https://www.palma.jp/ir/library/report/>

6. 取締役（最高経営責任者を含む。）の解任提案基準と手続きおよびその説明

取締役（最高経営責任者を含む）は、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められること、法令または定款その他当社の規定に違反し、当社に多大な損失または業務上の支障を生じさせたこと、職務執行に著しい支障が生じたこと、取締役候補者の指名の方針の各要件を欠くことが明らかになったことのうち、一つでも該当した場合、解任提案の対象といたします。取締役会が取締役（最高経営責任者を含む）の解任提案について決議を行ないます。

また、これら解任提案について決議が行なわれた場合は、適時適切にその内容を開示いたします。

【補充原則 3－1①】 Comply

上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社は、株主をはじめとするステークホルダーからの理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。この考えに基づき、上記の情報開示に当たっても、わかりやすい記述を行うよう努めております。

【補充原則 3－1②】 Explain

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。

当社は、英語での情報の開示・提供を行っておりませんが、自社の株主構成における海外投資家の比率を踏まえ、英語での情報の開示・提供を合理的に判断して取り組みます。

【補充原則 3－1③】 Comply

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益 機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みである T C F D またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

当社は、社会課題の解決として、環境や社会への配慮、規律ある企業統治を通じ、ステークホルダーと共に持続可能な成長・発展が可能な社会の実現を目指してまいります。持続的な成長に不可欠である人材の育成や多様性の確保並びに、それぞれの能力や特性を最大限活かせる職場環境の整備に関する当社の方針やその実施状況については、補充原則 2-4①をご参照ください。

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組については当社ホームページ中期経営計画「改革 2027」にて開示しております。

(パルマ中期経営計画「改革 2027」：https://www.palma.jp/ir/business_plan/)

今後、当社のサステナビリティに関する考え方及び取組については継続的に有価証券報告書にて開示してまいります。

【原則 3－2 外部会計監査人】 Comply

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社では、監査役や内部監査担当者が、外部会計監査人と連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、外部会計監査人が適正な監査を行える体制確保に努めております。

【補充原則 3－2①】 Comply

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

当社では、監査役会において、外部会計監査人を適切に評価するための基準を策定しており、監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握、評価を行っております。

監査役会は、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性を確認しております。

【補充原則 3－2②】 Comply

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人から C E O ・ C F O 等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

- (i) 十分な監査日程を確保するため、外部会計監査人と事前協議し、監査スケジュールを決定しております。
- (ii) 外部会計監査人からの要請があれば、代表取締役、各取締役等へのヒアリングが可能な体制をとっております。
- (iii) 監査役会は、外部会計監査人と相互に情報及び意見交換を行い、監査課題等について共有を深めております。
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合、監査役会は関連部署と連携し、対応してまいります。

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】Comply

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、経営の意思決定、監督体制と業務の執行体制について、企業規模等に鑑みて、効率的な経営・執行体制の確立を図るとともに、複数の独立社外取締役を選任し、取締役会において業務執行状況の監督を行うことで透明性の高い経営の維持に努めています。

【原則4－1 取締役会の役割・責務（1）】Comply

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

取締役会は、経営理念に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営戦略や経営計画について議論しております。

【補充原則4－1①】Comply

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、「取締役会規程」を定め、法令等に準拠して取締役会にて審議すべき事項を定めております。また、「職務権限規程」「業務分掌規程」にて取締役会、取締役等の意思決定機関及び意思決定者が行使しうる決裁権限を業務項目毎に定め、業務執行の委任の範囲を規定しております。加えて、当社は、迅速かつ機動的な経営展開を図るため、執行役員制度を導入しており、取締役会で決議された業務執行事項について迅速に対処しております。

【補充原則 4 – 1 ②】 Comply

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社は、2025年9月期を初年度とする3ヶ年の中期経営計画「改革 2027」(2025年9月期～2027年9月期)を策定いたしました。

《中期経営計画の概要》

1. 中期経営計画テーマ

パルマの強みであるユニークなセルフストレージサービスプロバイダーとしてのコア・コンピタンスの強化・発展により、事業成長とサステイナブルな社会の実現に貢献する

2. 目標達成に向けた戦略

【事業戦略】

■BPO サービス受託拡大

- ・「賃料債務保証」事業の拡充
- ・独自の WEB 申込システムの展開
- ・DX 化の推進による事業量を拡大
- ・事業領域拡大による新たな収益基盤の構築

■施設開発販売・賃貸事業の加速・拡大

- ・屋外型・屋内型施設の開発事業量伸長
- ・遊休不動産の有効活用事業を他業態へ拡販
- ・賃貸事業の黒字化

【経営戦略】

■人材投資戦略

- ・事業推進・経営管理機能強化のための多様な人材の確保、育成
- ・人事制度の継続的な見直し、改善
- ・マネジメント層（ローワーマネジメント・ミドルマネジメント）の輩出
- ・労働環境の整備：業務プロセス改革、外部アウトソース活用を実施

■財務戦略

- ・資本効率性を改善し、2027年9月期に ROE10%を目指す
- ・戦略投資とのバランスをとりつつ、配当性向 40%以上を目安に持続的な増配を目指すとともに株主優待による安定的・継続的な株主還元を実施
- ・中長期的な成長に資する投資等を通じた資金リソースの活用推進

■IR 戰略

- ・当社及びセルフストレージビジネスの認知度を高めるために、将来企業価値（戦略）やマーケット環境等の情報発信を推進
- ・投資家との対話・接点機会の拡大

なお、中期経営計画の進捗状況等については決算説明会等にて説明しております。

【補充原則 4－1③】 Explain

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

当社では、現時点では最高経営責任者等の後継者に関する具体的な計画を有しておりませんが、執行役員等の後継者になりうる人材については当社の重要な会議等への出席により経営参画の機会を設けております。後継者問題は当社にとって喫緊の課題ではないため、現時点においては最高経営責任者等の後継に関する具体的な計画はありません。今後、必要に応じて適宜、後継者計画の立案について検討する方針です。

【原則 4－2 取締役会の役割・責務（2）】 Comply

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、こうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、決議すべき事項については、それぞれの取締役が独立した客観的な立場で多角的かつ十分な検討を行っております。

また、社外取締役4名を交えて十分な検討を行い、意思決定をしております。

報酬については、定時株主総会後の取締役会において株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定しております。各取締役の個別の報酬額は、職務や責任範囲、貢献度等に基づいた固定報酬により構成されており、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が担当職務、貢献度等を総合的に勘案の上決定しております。

【補充原則 4－2①】 Explain

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

経営陣の報酬については、明確な業績連動報酬は採用しておりませんが、職務や責任範囲、貢献度等を考慮し決定しております。

当社では、自社株報酬等は導入しておりませんが、中長期的な業績と連動するインセンティブの付与につきましては、今後の検討課題としています。

【補充原則 4－2②】 Comply

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

当社は、ESG 経営の観点から持続可能な社会を実現していく重要性を認識しております。中期経営計画「改革 2027」において、経営戦略の配分や事業ポートフォリオ戦略について公表させて頂いており、全社の事業活動について取締役会が実効的な監督を行っております。

人的資本については、毎月の部門別の人員変動・採用進捗状況を取締役会への定例報告事項としており、取締役会の実行性のある監督が機能するよう努めています。また知的財産への投資についても、基幹システムに係るソフトウェア資産（無形固定資産）の投資状況を、月次決算に係る定期取締役会での報告を行っており、こちらも実効性のある監督が機能するよう努めています。

【原則 4－3 取締役会の役割・責務（3）】 Comply

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

取締役会は、独立社外取締役を 3 名選任して、独立した客観的な立場から取締役に対する実効性の高い監督が行える体制を整えております。

また、適時かつ正確な情報開示が行われるよう、開示事項については、取締役会で審議しております。内部統制については、内部統制システムが適切に構築・運用されているか取締役会で審議しております。リスク管理については、経営上のリスクを分類・定義し、リスクの種類毎に担当部門がリスク状況の把握・分析等を行い、取締役会によって各種のリスクを統括管理する体制を整備しております。

当社は、取締役や主要株主等との間で取引を行う場合には、当該取引について取締役会に付議し、承認を得ることとし、会社及び株主共同の利益の安全性を確保しております。

【補充原則 4－3①】Comply

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

当社の経営陣幹部の個別評価は報酬等だけでなく人事にも反映させております。個別評価は短期的な成果評価だけでなく、人材育成や新たな分野へのチャレンジ等、中長期的な貢献にも重点を置くようにしております。個別評価とその理由については、本人にフィードバックし、評価についての透明性の確保に努めております。

【補充原則 4－3②】Comply

取締役会は、CEO の選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えた CEO を選任すべきである。

CEOを含む役員の選解任につきましては、当社の事業の状況や当人の職務執行の状況等を総合的に勘案して、是々非々で判断することとしております。CEOに関してもその例外ではなく、その能力や業務執行状況についてなど、当社取締役会において必要に応じて議論を行ってまいります。

【補充原則 4－3③】Comply

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEO がその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEO を解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

CEOを含む役員の解任につきましては、当社の事業の状況や当人の職務執行の状況等を総合的に勘案して、必要に応じて当社取締役会において議論を行っております。当社取締役会は独立社外取締役3名を含んだ取締役により構成されており、客観性・適時性・透明性のある議論を行える体制を構築しております。

【補充原則 4－3④】Comply

内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。

当社は、個別の業務執行に係るコンプライアンスの監査や財務報告に係る内部統制が機能していることの監査等については、内部監査担当が、単独あるいは管理部門と協働して行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性を定期的にモニタリング、その監査結果は、監査役及び取締役会で報告が実施されています。当社取締役会は、監査の個別結果に終始せず、監査体制構築やその運用の有効性及び監査指摘事項を踏まえた当社のリスク管理体制の強化・改善のプロセスを監督しております。

【原則 4－4 監査役及び監査役会の役割・責務】Comply

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社の監査役会は、独立社外監査役3名で構成されており、高い独立性を有し適切な判断を行っております。

当社の監査役は、税理士、会計士、上場会社経営者等の専門知識と幅広い経験を活かして、取締役会などの重要な会議に出席し、意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。

【補充原則 4－4①】Comply

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社は、監査役3名全員を社外監査役として選任しており、かつ常勤監査役として1名選任しております。常勤監査役は社内の幹部会議等の重要な会議にも参加し、監査役として積極的に意見を述べており、他の監査役にも積極的に情報の共有を行っております。社外取締役とも必要に応じて意見交換を行う等連携を図っております。

【原則 4－5 取締役・監査役等の受託者責任】Comply

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

取締役は、株主からの受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のためにそれぞれの役割を果たすべく行動をしております。

【原則 4－6 経営の監督と執行】Comply

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社は、独立社外取締役を3名選任し、取締役会等において独立かつ客観的な立場から意見を述べることで実効性を確保しております。

【原則 4－7 独立社外取締役の役割・責務】Comply

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

独立社外取締役は、高度な専門性、知見に基づき、取締役会等において意見を述べ、経営陣・支配株主等から独立した立場で少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を反映すべく業務執行や利益相反の監督を行っております。

【原則 4－8 独立社外取締役の有効な活用】Comply

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 (その他の市場の上場会社においては 2 名) 以上選任すべきである。

また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

当社は、取締役 8 名のうち独立社外取締役を 3 名選任しております。独立社外取締役は、豊富なビジネス経験、知識及び経営経験を通じて培った幅広い見識を活かし、経営についての助言を行っているため企業価値に寄与するための役割・責務を十分に果たしていると考えております。

【補充原則 4－8①】Comply

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

独立社外取締役は、必要に応じて社外監査役を含む監査役と会合を開催しており、客観的な立場に基づく意見交換をしております。

【補充原則 4－8②】Comply

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

独立社外取締役は 3 名と少数のため、経営者との連携はそれぞれで行うことで充分であり、現在筆頭独立取締役の選任は行っておりません。

【補充原則 4－8③】Comply

支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも 3 分の 1 以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

当社は、取締役 8 名のうち独立社外取締役を 3 名選任しております。独立社外取締役は、豊富なビジネス経験、知識及び経営経験を通じて培った幅広い見識を活かし、経営についての助言を行っているため企業価値に寄与するための役割・責務を十分に果たしていると考えております。

【原則 4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】Comply

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

独立社外取締役の選任においては、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、経営、法務、財務及び会計、不動産関連業界等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導・監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定しております。

【原則 4－10 任意の仕組みの活用】Comply

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、11 名の役員中、独立社外取締役 3 名及び独立社外監査役 3 名の計 6 名の独立役員が代表取締役社長及び取締役会による当社の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上に反する動きを牽制し、統治機能の強化を図っております。

当社は監査役会設置会社の形態を採用しており、監査役による監査体制が経営の監視機能として有効であると考えています。なお、当該監視機能の実効性確保のため、監査役は、内部監査及びコンプライアンスを中心とした会社の活動状況を把握するとともに、必要に応じて当該担当部門と連携して個別の業務執行の状況を確認し、独立した立場から客観的な評価を行った上で取締役の職務執行に対する監査を行っています。加えて、業務執行に関する監視、コンプライアンスや社内規程の遵守状況、業務活動の適正性かつ有効性を監査するため、監査役が取締役会及び各事業部の責任者が出席する幹部会議に出席することで議事内容や手続き等につき逐次確認いたしております。

【補充原則 4－10①】 Explain

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

取締役の指名・報酬等に係る重要事項の検討にあたっては、独立社外取締役は3名であり、取締役会の過半数には達していませんが、各独立社外取締役とも、高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、中立的な立場から取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。多様性やスキルの観点を含む取締役の指名・報酬につきましては、今後、任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会等の設置並びに活用を検討してまいります。

【原則 4－11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】 Comply

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社取締役会は、経営管理または事業に精通している取締役4名と社外取締役4名で構成されております。社外取締役のうち4名は、不動産関連業界における従事経験を有する経営者等であり、取締役に求められる豊富な経験と高い見識を有しております。

当社監査役会は、金融・財務に関する豊富な知識を有している常勤監査役1名と社外監査役2名で構成されております。社外監査役の2名は、公認会計士、税理士であり財務・会計・税務に関する適切な知見を有しております。

また取締役会では、社外役員を加えた取締役会の中で取締役会のあり方・運営につき定期的に議論することを通じ、取締役会の実効性、機能の向上に努めております。

【補充原則 4－11①】 Comply

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

当社取締役会は、定款で定まる取締役・監査役の員数の範囲内において、経営管理または事業に精通している取締役と、当社が属する業界及び資本市場における従事経験・知見や他社における経営経験を有している独立社外取締役、他社における経営経験者と公認会計士・税理士である社外監査役により構成されており、知識・経験・能力のバランスに配慮した、適切と思われる人員で構成されております。

なお、各取締役のスキル・マトリックスにつきましては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の後記【スキル・マトリックス】をご参照ください。

【補充原則 4－11②】 Comply

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社は、取締役または監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力をそれぞれの業務に振り向け、兼任については合理的範囲に留めており、当該選任が当社の職務遂行に与える影響を確認しております。

なお、その兼任の状況は、招集通知、有価証券報告書に開示しております。

【補充原則 4－11③】 Comply

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社取締役会は、社外監査役3名で構成される監査役会が、各業務執行取締役に対し、業務執行状況をヒアリングにより直接確認する方式にて、当社取締役会全体の実効性について分析・評価を行っております。

また、年に1度、役員に対して取締役会の実効性評価に係るアンケートを行い、それぞれの自己評価と取締役会の実効性についての意見吸収を行い、その結果の分析・評価に基づいて必要な改善を図っております。

【原則 4－12 取締役会における審議の活性化】Comply

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

当社は、取締役会に上程される決議事項及び報告事項のすべてにおいて、社外取締役から質疑を受け、意見交換を実施しております。また、取締役会出席者全員が上程された議案について活発な意見交換がなされております。

【補充原則 4－12①】Explain

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

取締役会は、月1回の月次業績に関する事項、経営計画に関する事項、業務執行に関する重要事項等の審議決定のための取締役会及び年4回の四半期決算のための臨時取締役会の開催に当たり、事業年度開始前に取締役へ開催日を通知し、出席しやすい状況を確保しております。

また、取締役会における決議事項及び報告事項に関する資料は、審議項目数を適切に設定し十分な審議時間を確保出来るよう会日に先立って取締役に配布することに努めておりますが、今後資料の事前配布方法等につきましては様々な角度から検討を行います。

【原則 4－13 情報入手と支援体制】Comply

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

取締役及び監査役は、その適切な職務遂行のため所管部門に対し必要となる情報を求め、所管部門はその要請に従い、情報や資料等を提供しております。取締役については取締役会事務局である管理部が中心となり、その支援を行っております。また、監査役会に関しては監査役を支援する人員を配置しておりませんが、監査役会の要請に応じて、監査役が補助使用人を求めた場合には、協議の上、速やかに設置し支援に当たる体制としております。

【補充原則 4－13①】 Comply

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果斷な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

取締役は、透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を行うため、必要に応じて、関連部署へ情報や資料の提供を求めております。

監査役会は、取締役及び内部監査担当と連携し、監査を行うに当たって必要となる情報収集を行うとともに、必要に応じて関連部署に情報や資料の提供を求めております。

【補充原則 4－13②】 Comply

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

取締役及び監査役は、役割・責務を実効的に果たすため、業務執行上、第三者の意見や視点が必要と判断される場合には、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家を積極的に活用し検討を行うべきと考えております。なお、費用負担については会社に請求できる体制となっております。

【補充原則 4－13③】 Comply

上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社には内部監査を行う独立の部はありませんが、代表取締役社長が事業部から1名、管理部から1名を内部監査担当者として任命しております。内部監査担当者は業務監査を計画的に実施し、監査結果を代表取締役社長及び取締役会並びに監査役に報告を行うとともに、被監査部門に改善等を指示し、業務の適正な運営・改善・効率化及び法規制・社内ルールの遵守を図っております。

また、内部監査担当者と監査役会及び監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

【原則 4－14 取締役・監査役のトレーニング】Comply

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社は、取締役・監査役に限らず、広く全社員に対し、職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために様々な研修機会を斡旋しており、経営を監督する上で必要となる情報や知識を提供するなど、取締役・監査役が自らの役割を果たすために必要な機会を提供しており、費用面も含め、支援できる体制となっております。

また、監査役については、日本監査役協会等が開催する講習会や勉強会に参加し、監査役として必要な知識の習得及び監査役の役割と責務の理解促進に努めております。

【補充原則 4－14①】Comply

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社は、取締役・監査役が、就任の際には、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得・向上する機会を設けております。

就任後においても、職責や業務上必要な知識の習得・向上のため、研修や外部セミナーに各人の判断で必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽しております。その際の費用負担については会社に請求できることとなっております。

【補充原則 4－14②】Comply

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社は、経営計画の実現に資するため、全ての取締役及び監査役を対象として、その役割と責務に必要な定期・不定期の研修や外部セミナーの受講など、役員全体のパフォーマンス向上に資するトレーニングをそれぞれに適した内容で実施することができ、その費用を会社に請求できることとしております。

第5章 株主との対話

【基本原則5】Comply

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話をを行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明し、その理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、こうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な対話が必要不可欠であると認識しております。そのため取締役管理部長を中心とするIR体制を整備しており、IR担当として各部署からIR担当を選出し、投資家説明会の開催等のIR活動を実施しております。当該活動においては、代表取締役社長が決算概要、業績予想、中期経営計画の概要・進捗等について説明を行い、また、質疑応答等により、株主との相互理解に努めております。

さらに、当社は毎月1回、前月度のサービス受託件数等を開示した「事業KPI月次情報」を当社のホームページ及び証券取引所のウェブサイト上に開示するなど、株主への積極的な情報発信に努めています。

（当社のホームページ：<https://www.palma.jp/ir/news/>）

【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】Comply

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社は、IRの基本方針として株主・投資家の皆さまとの「対話」による双方向コミュニケーションを掲げ、当社の経営状況や運営方針を正確・迅速に説明することに努めるとともに、皆さまのご意見やご要望を事業経営へ反映することによって、企業価値の最大化に取り組んでいます。当社では、取締役管理部長をIR担当取締役として選任するとともに、各部署からIR担当を選出し、日常的な部署間の連携を図っています。

IR情報に関しては、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料、業績ハイライト等の情報を当社ホームページのIR情報ページに掲載しております。また、管理部にて、株主、投資家からの電話取材やスマートミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、アナリスト・機関投資家向けに半期毎の決算説明会、個人投資家向けにオンラインによる決算説明会を開催し、代表取締役社長が自ら説明を行っています。

また、投資家との対話の際は、決算説明会やスマートミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項を対話のテーマとすることから、インサイダー情報管理に留意しています。

インサイダー情報の管理については、「内部者取引防止規程」を制定し、全役職員に対する教育を行い、情報管理の徹底を図っています。

【補充原則 5－1①】Comply

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。

当社は、株主との対話の対応については、株主の関心事項を踏まえた上で、合理的な範囲で、取締役管理部長やIR担当が中心となり、対話（面談）に臨むことを基本方針としております。

【補充原則 5－1②】Comply

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記 (ii) ~ (v) に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
 - (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携の方策
 - (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み
 - (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックの方策
 - (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
- (i) 株主との対話全般に関して、取締役管理部長が統括を行い、各部署から選出したIR担当を設置しております。
 - (ii) 株主との対話のため、IR担当が、管理部門、事業部門等の社内各部門と連携し、情報共有を実施しております。
 - (iii) IR担当が機関投資家等からの取材依頼に積極的に対応する他、決算説明資料等を開示し、株主からのメールや電話での問い合わせに対し直接説明しております。
 - (iv) 株主との対話の内容に関して、適宜経営陣にフィードバックを実施しております。
 - (v) 株主・投資家・アナリストとの対話の際には、決算説明会やスモールミーティングを問わず、当社の持続的成長、中長期的な企業価値向上に資する事項を対話のテーマとすることにより、インサイダー情報管理に留意しております。

【補充原則 5－1③】Comply

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、毎年3月末、9月末時点における株主名簿をもとに、株主構成の把握を行っております。

【原則 5－2 経営戦略や経営計画の策定・公表】Comply

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は資本コストや株価を意識した中期経営計画「改革 2027」を策定し、経営や事業に関する戦略とともに、目標とする経営指標として売上高、営業利益、ROE、配当性向を公表し、ホームページ上にその資料を公開することで、株主への理解が促進されるように努めています。

(パルマ中期経営計画「改革 2027」：https://www.palma.jp/ir/business_plan/)

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

当社は資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について、2025年11月14日開示の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」に概要を記載しております。ご参照ください。

(資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応：

<https://www.palma.jp/wp-content/uploads/2025/11/資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について.pdf>

【補充原則 5－2①】Explain

上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。

中期経営計画「改革 2027」で、事業ポートフォリオにおける中期投資計画を開示しております。事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況については、内容等が決定した場合には、速やかに開示いたします。

以 上

2025年7月18日制定
2025年12月16日改定